

サービス提供の目標および見込み

1 平成23年度の目標値の設定

(1) 入所施設(注1)の入所者の地域生活(注2)への移行

項目	数値	考え方
現入所者数(A)	579人	平成17年10月1日の数値です。
平成23年度入所者数(B)	534人	平成23年度末時点の利用人員の見込みです。
【目標値】 削減見込(A-B)	45人 (7.77%)	差引減少見込み数です。
【目標値】 地域生活移行数	42人 (7.25%)	施設入所から地域生活移行を目指す数です。

(注1) 入所施設とは、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設です。

(注2) 地域移行とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム・ケアホーム、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移したものを言います(家庭復帰も含まれます)。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
現在	116人	現在の退院可能精神障害者数(注3)です。
【目標値】 減少数	86人	平成23年度末までに地域生活移行を目指す数です。

(注3) 退院可能精神障害者数については、平成17年に秋田県が行った各医療機関への調査による数値をもとに県が障害福祉計画策定にあたり各市町村に示した数値を秋田市の見込としています。

(3) 福祉施設(注4)の利用者の一般就労への移行

項目	数値	考え方
現在の年間 一般就労移行者数	4人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の数値です。
【目標値】 平成23年度の年間 一般就労者数	16人 (4倍)	平成23年度において施設を退所し、一般就労を目指す数です。

(注4) 福祉施設とは、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設(入所、通所)、身体障害者小規模通所授産施設、知的障害者更生施設(入所、通所)、知的障害者授産施設(入所、通所)、知的障害者小規模通所授産施設、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設(入所、通所)です。

2 各年度における指定障害福祉サービスまたは指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込及びその見込量の確保のための方策

(1) 訪問系サービス

ア 必要な量の見込

これまでの居宅介護の実績や伸び率、退院可能な精神障害者、新しいサービスの利用見込を勘案し、各年度のサービス量を見込んでいます。

区分	18年度	19年度	20年度	23年度
居宅介護・重度訪問介護 ・行動援護・重度障害者 等包括支援	3,553 時間分/月	3,945 時間分/月	4,425 時間分/月	6,651 時間分/月

イ 見込量確保のための方策

訪問系サービスについては、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するため、行動援護や重度訪問介護、重度障害者等包括支援といった新規サービスに関し周知を図り、特に精神障害に対応する事業者の参入を促し、サービス量の確保に努めていきます。

(2) 日中活動系サービス

ア 必要な量の見込

これまでのサービスの利用者数、伸び率をもとに、退院可能な精神障害者や小規模作業所利用者の新しいサービスへの移行者数、施設の新体系への移行割合、18年度におけるサービス提供の状況などを勘案し、各年度のサービス量を見込んでいます。

区分	18年度	19年度	20年度	23年度
生活介護	1,056 人日分/月	8,206 人日分/月	11,132 人日分/月	19,910 人日分/月
月間の利用人員 1人1月当たりの平均利用日数	48人 22日	373人 22日	506人 22日	905人 22日
自立訓練(機能訓練)	154 人日分/月	264 人日分/月	418 人日分/月	792 人日分/月
月間の利用人員 1人1月当たりの平均利用日数	7人 22日	12人 22日	19人 22日	36人 22日
自立訓練(生活訓練)	616 人日分/月	2,134 人日分/月	2,816 人日分/月	5,192 人日分/月
月間の利用人員 1人1月当たりの平均利用日数	28人 22日	97人 22日	128人 22日	236人 22日

区分	18年度	19年度	20年度	23年度
就労移行支援	0 人日分/月	792 人日分/月	924 人日分/月	1,298 人日分/月
月間の利用人員 1人1月当たりの平均利用日数	0人 22日	36人 22日	42人 22日	59人 22日
就労継続支援(A型)	0 人日分/月	44 人日分/月	176 人日分/月	924 人日分/月
月間の利用人員 1人1月当たりの平均利用日数	0人 22日	2人 22日	8人 22日	42人 22日
就労継続支援(B型)	0 人日分/月	3,366 人日分/月	4,928 人日分/月	11,374 人日分/月
月間の利用人員 1人1月当たりの平均利用日数	0人 22日	153人 22日	224人 22日	517人 22日
療養介護	27人分/月	27人分/月	27人分/月	27人分/月
児童デイサービス	0 人日分/月	10 人日分/月	12 人日分/月	18 人日分/月
月間の利用人員 1人1月当たりの平均利用日数	0人 2日	5人 2日	6人 2日	9人 2日
短期入所	85 人日分/月	115 人日分/月	155 人日分/月	335 人日分/月
月間の利用人員 1人1月当たりの平均利用日数	17人 5日	23人 5日	31人 5日	67人 5日

「人日分」は、「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」です。

イ 見込量確保のための方策

日中活動サービスについては、事業者の新体系への移行状況や利用者のニーズの把握に努め、事業者へはスムーズに新体系サービスに移行できるよう支援し、サービス量の確保に努めていきます。

また、就労支援については、事業者、企業およびハローワークなど関係機関と連携を図り、就労支援の強化に努めていきます。

(3) 居住系サービス

ア 必要な量の見込

平成17年度の施設入所者数、今後の利用者の増加見込をもとに、退院可能な精神障害者、入所施設利用者の新しいサービスへの移行者数、施設の新体系への移行割合、18年度におけるサービス提供の状況などを勘案し、各年度のサービス量を見込んでいます。

区分	18年度	19年度	20年度	23年度
共同生活援助・共同生活介護	78人分/月	110人分/月	127人分/月	210人分/月
施設入所支援	0人分/月	258人分/月	343人分/月	534人分/月

イ 見込量確保のための方策

障害者の地域移行を進めるために共同生活援助や共同生活介護の計画的な推進が必要となることから、今後の地域移行の状況を把握し、地域の理解を深め、適切なサービス量の確保に努めていきます。

(4) その他のサービス

ア 必要な量の見込

現在のサービス利用者の状況と今後のサービス利用者の増加見込を勘案し、各年度のサービス量を見込んでいます。

区分	18年度	19年度	20年度	23年度
相談支援(注5)	9人分/月	12人分/月	17人分/月	36人分/月

(注5) ここでの相談支援とは、自ら障害福祉サービス利用に関する調整が困難な単身生活者などサービス利用計画書の作成が必要な方を対象としたものです。

イ 見込量確保のための方策

利用者の意向や心身の状況などをふまえ、一人ひとりのニーズに応じた支給決定を行うため、相談支援専門員の資質を高めるとともに、地域自立支援協議会の活用を図りながら、良質なサービスの提供に努めていきます。

3 地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 各年度における事業の種類ごとの量の見込

これまで本市で実施してきた事業の実績および18年度から行っている新たな事業の利用状況をもとに、事業内容に応じて今後の利用者数の伸びを勘案し、各年度の事業の量を見込んでいます。

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
(1) 相談支援事業				
相談支援事業				
ア 障害者相談支援事業	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
イ 地域自立支援協議会	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
ウ 障害児等療育支援	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
市町村相談支援機能強化事業	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
住宅入居等支援事業	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
成年後見制度利用支援事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
(2) コミュニケーション支援事業	1,572件	1,651件	1,734件	1,821件
(3) 日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	28件	29件	30件	33件
自立生活支援用具	44件	49件	50件	54件
在宅療養等支援用具	40件	41件	42件	45件
情報・意思疎通支援用具	51件	52件	53件	56件
排泄管理支援用具	4,752件	5,702件	6,842件	11,822件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	7件	8件	9件	12件
(4) 移動支援事業	10箇所	10箇所	10箇所	12箇所
	延92人/月	延330人/月	延386人/月	延578人/月
	延234 時間/月	延822 時間/月	延990 時間/月	延1,542 時間/月
(5) 地域活動支援センター				
基礎的事業	1箇所	5箇所	6箇所	7箇所
	定員20人	定員82人	定員92人	定員102人
機能強化事業	1箇所	5箇所	5箇所	7箇所

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
(6) その他の事業				
福祉ホーム事業	2施設	2施設	2施設	3施設
	利用者13人	利用者14人	利用者15人	利用者18人
訪問入浴サービス事業	2事業	2事業	2事業	2事業
	利用者3人	利用者3人	利用者4人	利用者5人
更生訓練費給付事業	対象者64人	対象者31人	対象者31人	対象者31人
知的障害者職親制度	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	利用者0人	利用者0人	利用者1人	利用者1人
日中一時支援事業	12箇所	12箇所	12箇所	12箇所
	利用者162人	利用者173人	利用者184人	利用者222人
社会参加促進事業				
ア スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ教室 1講座 受講者24人	スポーツ教室 1講座 受講者24人	スポーツ教室 1講座 受講者24人	スポーツ教室 1講座 受講者24人
	スポーツ大会 1事業 参加者28人	スポーツ大会 1事業 参加者28人	スポーツ大会 1事業 参加者28人	スポーツ大会 1事業 参加者28人
イ 点字・声の広報等発行事業	2種類	2種類	2種類	2種類
	28回	28回	28回	28回
ウ 奉仕員養成研修事業	2講座	4講座	4講座	4講座
	受講者数29人	受講者数40人	受講者数40人	受講者数40人
エ 自動車運転免許取得事業	3件	3件	3件	3件
オ 自動車改造助成事業	8件	8件	8件	8件
カ ボランティア活動支援事業	2講座 受講者22人	1講座 受講者20人	1講座 受講者20人	1講座 受講者20人

(2) 事業の種類ごとの実施に関する考え方

事業名	実施に関する考え方
(1) 相談支援事業	
相談支援事業	
ア 障害者相談支援事業	障害者等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整などの支援を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
イ 地域自立支援協議会	三障害に対応した地域自立支援協議会を設置して、関係機関とのネットワーク化を進めていきます。
ウ 障害児等療育支援	在宅療育等に関する相談・各種福祉サービスの提供の援助・調整等を行い在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)の地域生活を支援します。
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業の適正かつ円滑な実施を図るため、専門的な能力を有する職員を配置して相談支援機能を強化します。
住宅入居等支援事業	今後のサービス需要の把握を進めます。
成年後見制度利用支援事業	今後のサービス需要の把握を進めます。
(2) コミュニケーション支援事業	聴覚、発声言語機能障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者の設置と手話通訳者及び要約筆記奉仕員を派遣する事業を実施します。
(3) 日常生活用具給付等事業	重度障害児(者)に対し、下記用具の購入費用の助成を行います。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や、特殊マットなどの、障害児(者)の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いる椅子などであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害児(者)の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害児(者)の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭などの、障害児(者)の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
排泄管理支援用具	ストマ用装具などの障害児(者)の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害児(者)の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

(4) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行います。
(5) 地域活動支援センター	障害者等を通わせ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事業を実施し、障害者等の地域生活を支援します。
基礎的事業	利用者に対して、創作活動や生産活動の機会の提供などの基礎的な支援を行う事業に助成します。
機能強化事業	基礎的な事業の機能強化を図るため、地域活動支援センター型から型までの事業に助成します。
(6) その他の事業	
福祉ホーム事業	住宅を求めている障害者に、低額な料金で居室その他の設備を提供します。また、福祉ホームの運営費の一部を助成します。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により自宅において入浴サービスを提供する事業を実施します。
更生訓練費給付事業	身体障害者更生援護施設・授産施設に入所・通所している障害者の社会復帰の促進を図るために更生訓練費を支給します。
知的障害者職親制度	知的障害者の自立更生を図るため、職親制度を実施します。
日中一時支援事業	障害者等を介護している家族が一時的に介護できない場合に、障害者等の日中における支援や活動の場を確保するため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。
社会参加促進事業	
ア スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障害者スポーツの普及を図るための講習会を開催します。また、障害者のスポーツ大会を開催します。
イ 点字・声の広報等発行事業	市の広報紙の点字版、音声版を発行します。
ウ 奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成講座、要約筆記奉仕員養成講座を開催します。
エ 自動車運転免許取得事業	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
オ 自動車改造助成事業	自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
カ ボランティア活動支援事業	精神保健ボランティア育成講座を開催します。